

栃木県足利市における大規模火災により被災されたお客さまに対する 電気料金の特別措置について

2021年3月4日
北陸電力株式会社

2021年2月の栃木県足利市における大規模火災に伴い被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの大規模火災により、災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において、被災されたお客さまからのお申し出に応じて、以下のとおり電気料金の特別措置を適用させていただきます。

1. 適用対象

災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において、被災されたお客さま

| |
|---|
| <災害救助法が適用された地域> 栃木県足利市 |
| <隣接する地域> 栃木県佐野市 群馬県桐生市，太田市，館林市，邑楽郡邑楽町 |

(参考) 内閣府発表 災害救助法の適用状況

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

※災害救助法の適用地域については、適宜更新されますので、最新情報については「内閣府発表 災害救助法の適用状況」をご参照ください。
掲載

2. 特別措置の内容

電気料金の支払期日の1か月間延長

被災されたお客さまの2021年1月分（2021年2月23日以降に支払期日を迎えるものに限り）、2月分、3月分および4月分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長いたします。

特別措置の適用をご希望されるお客さまは、当社お客さまサービスセンターまでお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】北陸電力株式会社 お客さまサービスセンター

Tel : 0120-418969

<月～金曜日 9時～19時、土日祝日 9時～17時（年末年始を除く）

以上